

北竜町における『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のおとり公表する。

令和2年4月30日

北竜町長 佐野 豊

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

①碧水地区 ②岩村地区 ③美葉牛地区 ④古作地区 ⑤板谷地区 ⑥西川地区 ⑦和地区 ⑧三谷地区 ⑨恵竜地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月20日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営対数

① 碧水地区	（個人 16経営体、法人 2経営体）	⑥ 西川地区	（個人 5経営体、法人 3経営体）
② 岩村地区	（個人 15経営体、集落営農 1組織）	⑦ 和地区	（個人 12経営体）
③ 美葉牛地区	（個人 12経営体、法人 2経営体）	⑧ 三谷地区	（個人 5経営体、法人 2経営体）
④ 古作地区	（個人 9経営体）	⑨ 恵竜地区	（個人 5経営体、法人 4経営体）
⑤ 板谷地区	（個人 17経営体）		

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を図る

6. 地域農業の将来のあり方

規模拡大による生産性の向上と農作業受託組織の活動を推進することにより、生産コストの低減を図るとともに、法人化を推進し、新規就農者を積極的に受け入れる事により、地域農業の持続的な発展を目指す。